

東京都都市再生交通拠点整備事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公共的空間などを総合的に整備し、都市交通の円滑化を図るとともに、都市施設整備や土地利用の再編による都市再生を推進するため、施行者に対し、東京都（以下「都」という。）が交付する都市再生交通拠点整備事業の補助金の補助対象事業者、補助対象事業、補助率及びその他必要な事項を定めることを目的とする。

(補助対象事業者)

第2条 補助対象事業者は、東日本旅客鉄道株式会社とする。

(補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日付国官会第2317号。以下「国交付要綱」という。）附属第Ⅰ編13-（8）に規定する都市・地域交通戦略推進事業とする。

(補助対象事業費)

第4条 補助対象事業費は、国交付要綱附属第Ⅱ編第1章13-（8）3（ただし、13-（8）3ロ（8）及び（9）を除く。）の事業に要する経費とする。

(補助金の交付額)

第4条の2 都の補助額は、予算の範囲内において、補助対象事業費の3分の1に相当する額を限度とし、かつ、国庫補助金の交付額（国が国交付要綱附属第Ⅲ編第1章第13-（8）により定めた額）以内の額とする。

2 交付額は、予算の範囲内において、前項で算出した額に国庫補助金の交付額を加えた合計額とし、補助対象事業費の3分の2に相当する額を限度とする。

$$\text{交付額} = \text{都の補助額} + \text{国庫補助金額}$$

3 交付額として算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付申請をするものは、別記第1号様式に関係書類を添えて、東京都知事（以下「知事」という。）に提出しなければならない。

(補助金の交付決定及び通知)

第6条 知事は、前条の申請があったときは、所要の審査を行い、適正であると認めるときは、速やかに補助金の交付決定をし、別記第2号様式により補助対象事業者に通知するも

のとする。

(交付の条件)

第7条 知事は、前条による補助金の交付決定に当たって、必要な条件を付することができる。

(事業の計画変更の承認申請)

第8条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、交付申請内容を変更しようとするときは、あらかじめ別記第3号様式を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(変更決定及び通知)

第9条 知事は、前条の申請があったときは、補助金交付決定額の変更を行うことができる。

2 知事は、補助金交付決定額を変更したときは、別記第4号様式により、補助事業者に通知するものとする。

(事業の中止又は廃止の承認申請)

第10条 補助事業者は、補助に係る事業（以下「補助事業」という。）中止し又は廃止しようとするときは、速やかに別記第5号様式を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(事故報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに別記第6号様式を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第12条 補助事業者は、毎四半期終了後10日以内に前四半期の補助対象事業の執行状況について、別記第7号様式を提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の規定にかかわらず、都の要求があった場合は、速やかに状況報告書を提出しなければならない。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が完了したとき、又は、補助事業が完了しない場合で、東京都の会計年度が終了したときは、速やかに別記第8号様式の実績報告書に関係書類を添付して知事に提出し、事業の実績を報告しなければならない。

(補助金の額の確定及び通知)

第14条 知事は、実績報告書の提出があったときは、当該実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査により、その報告に係る補助事業の成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものと認めるときは、別記第9号様式により交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第15条 補助事業者は、交付決定を受けた補助金を請求するときは、別記第10号様式により請求するものとする。

(一括設計審査(全体設計))

第16条 補助対象事業において、施行上設計を分割することが困難なもの又は著しく不経済となるもの等で工事を一括して施行する必要がある、かつ、当該工事の施行年度が2か年度以上にわたる工事を施行する場合は、初年度にまとめて知事の設計審査を受けることができる。これを変更する場合も同様とし、事業費(全体設計額)の総額の変更については、変更の申請を行うものとする。

2 前項の規定による設計審査(以下「一括設計審査(全体設計)」という。)を受けようとするときは、交付申請前に、別記第11号様式並びに一括工事設計書(全体設計書)及び関係図面等を提出するものとする。

3 一括設計審査(全体設計)の申請に関する前項の規定は、一括工事設計書(全体設計書)の変更の申請について準用する。この場合において、「別記第11号様式」とあるのは「別記第12号様式」と読み替えるものとする。

4 一括設計審査(全体設計)(変更の審査を含む。)を受けた事業については、各年度の交付金の交付申請又は交付決定の変更申請に当たって、事業費の内訳を明らかにした書類を作成することは要しない。ただし、当該事業について、一括設計審査(全体設計)の変更の審査を受けずに事業費の内訳を変更している場合には、この限りでない。

(帳簿等の整理)

第17条 補助事業者は、補助事業について、帳簿及び証拠書類を備え、収入及び支出を明らかにしておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(申請書等の提出先)

第18条 この要綱に定める補助金の交付申請等の書類は、東京都都市整備局都市基盤部街路計画課に提出するものとする。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に必要な事項については、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）の定めるところによる。

附 則

1 この要綱は、平成24年4月2日から施行する。